

災害応急対策編（共通）

第6部

医療救助計画

第1章 医療（助産）救護等の実施

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県危機管理部、県福祉保健部、県病院局、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合や避難所等での生活における要配慮者への支援が必要となった場合等において、県、市町村その他関係機関が医療救護、公衆衛生及び福祉支援活動（以下「医療救護活動等」という。）を迅速に実施し、人命の安全確保、健康被害の予防及び生活機能の維持等を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

第2節 支援体制

県（福祉保健部）は、次に掲げる場合、医療救護活動等の必要性について情報収集を行い、必要に応じて本庁に保健医療福祉対策本部、各保健所に保健医療福祉対策支部を設置するものとする。（設置者：県福祉保健部長）

ア 県本部が設置されたとき

イ 県本部は設置されていないが、医療救護活動等が必要となるおそれがあるとき

なお、県内の保健医療福祉に係る災害派遣チーム等だけでは対応しきれないことが確実に見込まれる甚大な災害が発生した場合は、「鳥取県保健医療福祉対策統合本部実施要領」に基づく緊急体制を敷くこととし、国、他都道府県、全国団体、自衛隊及び県内関係団体等へ速やかに応援要請を行うとともに、同一フロア（県庁第二庁舎4階）で関係機関と密に情報共有を図り、連携、調整、他地域からの保健医療福祉活動チームの受援調整等も含めた総合調整を行う。

また、医療機関、福祉施設等の被災情報等を直接情報収集するなど支援ニーズ等を迅速に把握し、各種災害派遣チーム等の派遣調整のほか、被災状況に応じた物資輸送、応援職員の派遣、他施設への搬送などの調整を行う。

第3節 災害時健康危機管理チーム（DHEAT）の派遣要請

- 1 大規模災害の発生等により、保健医療福祉対策本部における保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、国に対し全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。
- 2 上記の場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにするものとする。また、保健医療福祉対策本部に、大規模災害発生直後から必要な期間、県内で活動する全てのDHEATを統括するDHEAT県調整本部を設置する。

第4節 医療機関の機能の確保

県は、災害時における医療機関の機能を確保するため、水道、電気、ガス等の関係事業者に対し、医療機関のライフラインの確保又は早期復旧のための協力を要請する。

第5節 医療救護活動

県内の災害発生時における医療救護活動を、医療関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

なお、医療救護に準じて助産の救護を行う。

1 県

県は、「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、迅速な救護活動を行う。

（1）保健医療福祉対策支部による医療救護班・保健師の派遣

ア 次に掲げる場合、医療救護班と保健師を現場での初期治療及びトリアージ等を行うため、災害現場等に派遣するものとする。

なお、被災市町村からの派遣要請があった時点で保健医療福祉対策本部等が設置されていない場合は、県福祉保健部は速やかに当該組織を設置するものとする。

（ア）被害状況や患者の収容状況等を勘案の上、派遣が必要と認められるとき

（イ）被災市町村から要請があったとき

イ 県による医療救護班等の派遣では十分な対応ができないと認められる場合は、関係機関に医療救護班の派遣要請をする。

ウ 県内の医療機関で対応できない規模（医療機関の受入体制、傷病の程度によって適宜判断する。）の傷病者が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、保健医療福祉対策本部に対し、他県等からの応援要請を行うよう求める。

エ 保健医療福祉対策支部で十分な対応ができない場合は、保健医療福祉対策本部へ支援を要請する。

（2）保健医療福祉対策本部による応援要請

ア 保健医療福祉対策本部は、次に掲げる場合、他県等に対して医療救護班の派遣等についての応援要請を行う。

(ア)保健医療福祉対策支部から他県等への応援要請を求められたとき

(イ)他県等への応援要請が必要と自ら判断したとき

イ 保健医療福祉対策本部は、他県等から派遣された医療救護班が所属する保健医療福祉対策支部を決定する。

(3)DMAT県調整本部の設置

保健医療福祉対策本部は、DMATの派遣要請をした場合、統括DMAT登録者(サポート要員を含む)を招集し、保健医療福祉対策本部の下に、統括DMAT登録者を本部長とするDMAT県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDMATの統括を行う。

(4)DPAT県調整本部の設置

保健医療福祉対策本部は、DPATの派遣要請をした場合、DPAT統括者を招集し、保健医療福祉対策本部の下に、DPAT県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDPATの指揮、調整を行う。

(5)県・地域災害医療コーディネートチームの設置

保健医療福祉対策本部及び保健医療福祉対策支部は、災害医療関係団体等の災害医療コーディネーターを招集し、医療救護班等の医療救護活動を調整する機能を担うコーディネートチームを設置する。

(6)航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設営

保健医療福祉対策本部は、傷病者の航空搬送を行う拠点として、DMAT及びSCU設営協力医療機関と連携し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置運営を行う。

2 保健所設置市

保健所設置市（鳥取市）は、鳥取市と県が連携して定める「鳥取市災害医療活動指針」に基づき、東部圏域の医療救護支部の機能を担い救護活動を行う。

(医療救護活動のための県・保健所設置市の活動概要)

組織等	実施する医療救護活動等
保健医療福祉対策本部	- 関係機関からの情報収集や、関係機関との連絡調整業務 - 保健医療福祉対策支部に対する指導、助言、支援等 - 関係機関に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班等の派遣要請 - 統括DMAT登録者及び県災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立 - 他県等に対する応援要請及び調整 - 収集した情報を整理し、県本部（危機管理部）へ報告
保健医療福祉対策支部及び鳥取市保健所（以下「医療救護支部等」という。）	- 地域の医療機関、医師会、市町村等の現地関係機関との連絡調整 - 現地関係機関からの情報収集及び情報の集中管理 - 収集した情報を整理し、保健医療福祉対策本部及び県災害対策地方支部へ報告 - 地域災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立 - 医療救護班、保健師の派遣及び、医療救護班の配置先の決定 - 関係機関に対する医療救護班の派遣要請
医療救護班	- 要請を受け、県立病院から派遣 - 災害現場又は救護所での初期治療及び、必要と認めたときはトリアージの実施
保健師	要請を受け、被災していない保健所から派遣。医療救護班等と連携して活動

3 被災市町村

(1)被災市町村は、あらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、自治体病院より医療救護班を派遣する。

(2)被災市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、保健医療福祉対策支部等及び地区医師会に対し医療救護活動につき協力要請を行う。

(3)被災市町村は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。

(4)被災市町村は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織への参加。

4 関係機関、被災していない市町村

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
被災していない市町村	県、被災市町村の要請に基づき、自治体病院等の医療救護班、保健師を派遣
独立行政法人国立病院機構	- 県の要請に基づき、医療救護班を派遣 - 県が要請を行う際の連絡調整窓口は、中国四国厚生局である
日赤鳥取県支部	- 県の要請に基づき、医療救護班を派遣（医薬品調達は別掲） - 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する - 傷病者の規模等に応じ、近隣県の日赤支部、日赤本社へ応援要請
県医師会	県の要請に基づき、医療救護班及び県災害医療コーディネーターを派遣
地区医師会	- 市町村の要請に基づき、医療救護班を派遣 - 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣
国立大学法人鳥取大学	県の要請に基づき、医学部附属病院より医療救護班（DMAT、DPAT含む）及び災害医療コーディネーターを派遣
自治体病院・公的病院	県の要請に基づき、医療救護班（DMAT、DPAT含む）を派遣

（災害拠点病院）	・ 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する
県歯科医師会	・ 県の要請に基づき、歯科医療救護班及び災害医療コーディネーターを派遣
県薬剤師会	・ 県の要請に基づき、薬剤師及び災害医療コーディネーターを派遣（医薬品調達は別掲）
県看護協会	・ 県の要請に基づき、災害支援ナースを派遣 ・ 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣
県助産師会	・ 県の要請に基づき、助産師を派遣
鳥取大学医学部附属病院 公立豊岡病院 島根県立中央病院	・ 県の要請に基づき、ドクターヘリを派遣する（ドクターヘリ運航要領による）

5 自治医科大学医療チームの派遣

学校法人自治医科大学による自治医科大学医療チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する5名程度）の医療支援については以下のとおり。

- （1）要請は、県（福祉保健部）が行う。
- （2）派遣の対象となる災害は、地震その他自然災害に起因するものとする。
- （3）派遣要請に当たっては、自治医科大学地域医療推進課（電話 0285-58-7053）に連絡を行い、派遣場所を指定するとともに、被災状況等を提供するものとする。
- （4）報道機関の報道等により甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合には、自治医科大学から県に対して派遣の必要性について連絡がなされる。
- （5）当該支援は自治医科大学を卒業した医師の支援も兼ね、当該医師から派遣要請を行うこともできるが、その際には県を経由して派遣要請する必要がある。
- （6）医療の範囲は初期救急とし、派遣期間は5日程度を基本とする。

6 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

- （1）DMAT県調整本部は、DMAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- （2）全国からのDMATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDMATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

- （1）DPAT県調整本部は、DPAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- （2）全国からのDPATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDPATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

8 災害支援ナースの派遣

- （1）県看護協会は、保健医療福祉対策本部（支部）の要請により、災害支援ナースの派遣に係る調整を行うものとする。
- （2）全国からの災害支援ナースは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方の災害支援ナースの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

第6節 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

1 医療救護班の業務内容

- （1）診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- （2）処置、手術、その他の治療及び施術
- （3）薬剤、又は治療材料の支給
- （4）看護
- （5）後方医療機関への患者の収容

2 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、業務調整員（1人）

3 薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

第7節 公衆衛生活動

災害発生時における公衆衛生活動を次のとおり実施する。

1 県

- （1）県は、「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づき、被災地を管轄していない総合事務所保健所（東

部圏域は鳥取市保健所）や被災地以外の市町村のほか、必要に応じて公衆衛生関係機関や他都道府県と派遣調整等を行い、公衆衛生チームを派遣する。

- (2) 公衆衛生チームは、災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害派遣医療チーム（DMA T）、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、災害支援ナース等と連携して活動を実施するものとする。

2 公衆衛生関係機関及び活動内容

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
県助産師会	・ 県の要請に基づき、助産師を派遣 ・ 避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助
県栄養士会	・ 県の要請に基づき、栄養士を派遣 ・ 被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等
県臨床心理士会	・ 県の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣
県精神保健福祉士会	・ 避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要配慮者訪問、支援者のメンタルケア
県柔道整復師会	・ 県の要請に基づき、柔道整復師を派遣 ・ 避難所等における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）

第8節 福祉支援活動

1 県

災害発生時における福祉支援活動を次のとおり実施する。

- (1) 災害派遣福祉チーム（DWA T）県調整本部の設置

保健医療福祉対策本部は、DWA Tの派遣要請をした場合、保健医療福祉対策本部の下に、DWA T県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDWA Tの統括を行う。

2 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

- (1) DWA T県調整本部は、DWA T等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（避難所、福祉避難所、被災者宅等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 県は、「鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、鳥取県災害派遣福祉チーム（鳥取県DWA T）の派遣を決定するとともに、事務局である鳥取県災害福祉支援センターにより、鳥取県DWA Tの派遣等に係る調整を行うものとする。
- (3) 全国からのDWA Tは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDWA Tの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。
- (4) DWA Tは、公衆衛生チーム、DMA T、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本災害リハビリテーション支援チーム（JRA T）等と連携して活動を実施するものとする。

第9節 医薬品等の確保

1 県・保健所設置市

- (1) 保健医療福祉対策本部は、医薬品等の取扱い事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。
- (2) 保健医療福祉対策支部等は、被災市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は、各圏域の病院に県及び保健所設置市が備蓄している医薬品等を供給し、又は取扱事業者へ「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき発注し調達補給する。
- (3) 保健医療福祉対策支部等は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は必要に応じて取扱事業者へ発注を行い、医薬品等の確保を支援する。
- (4) 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、国（厚生労働省）に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

2 日赤鳥取県支部

- (1) 鳥取赤十字病院に日赤の救護活動に必要な医薬品等の備蓄を図るとともに、取扱事業者へ発注し、調達補給する。
- (2) 日赤鳥取県支部は、自ら調達できる医薬品等では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに隣接県日赤支部又は日赤本社に要請し調達する。

3 鳥取県赤十字血液センター

必要な輸血用血液製剤について、日赤中四国ブロック血液センターと連携して、広域的に調達する。

4 県薬剤師会

一般用医薬品の取扱事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達に努める。

5 鳥取県医薬品卸業協会

医薬品取扱事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

6 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域本部

医療ガスボンベ等取扱事業者から必要な医療ガス、ボンベ等の調達に努める。

7 山陰医療機器販売業協会

医療機器取扱事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医療機器等の調達に努める。

第10節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 救護所の設置
- 2 自治体病院の医療救護班及び保健師の派遣
- 3 県及び地区医師会に対する医療救護活動の協力要請
- 4 中等傷患者及び重傷患者の後方医療機関への搬送
- 5 医療救護活動の調整機能を担う組織への参加

第2章 搬送の実施

（県危機管理部、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。
- 2 消防局の救急車が確保できない場合は、県、市町村で確保した車両等により、搬送する。

第3節 搬送先の決定

- 1 保健医療福祉対策支部等は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。
- 2 特に、脳外科等、搬送先が限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。
- 3 また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。
- 4 保健医療福祉対策本部は、県内病院の空床状況等の把握に努め、保健医療福祉対策支部等の支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、保健医療福祉対策本部が県外病院の受入れ状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。
- 5 多数の傷病者が発生した場合において、圏域外（県内）あるいは県外の医療機関に搬送する必要もあることから、広域的な搬送体制を確保しておかなければならない。また、消防機関は、DMAT等と連携を図りながら、災害時の救急搬送を実施するものとする。

第4節 搬送の要請

- 1 県（県本部）は、消防局等と連絡調整を行い、下記に例示する場合は、必要に応じて自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を活用して搬送を行う。
 - （1）道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
 - （2）傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
 - （3）病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
 - （4）傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
 - （5）その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合
- 2 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。
- 3 保健医療福祉対策本部は、多数の傷病者が発生し、他府県への搬送が必要と判断した場合は、県本部を通じて、国が主体的に行う広域医療搬送を要請する。

第5節 傷病者の医療搬送体制

多数の傷病者が発生し、被災地域内の県内医療機関では、収容及び高度救命治療や専門的治療が困難と判断される重症患者を、被災地外に送る医療搬送が必要になる。県は、搬送の必要性により、次の順に実施する。

なお、航空搬送拠点は、想定される輸送量等を踏まえ、原則として県が関係機関等と調整の上確保・運営する。

- 1 県内被災地外や近隣県への地域医療搬送
重症患者を被災地域外の病院に分散することで、最善の治療体制を確保するために行う。
- 2 県が主体的に実施する県外への地域医療搬送
県内医療機関では収容及び高度救命、専門治療が困難と判断される重篤患者に対し、県が主体的に行う。
- 3 広域医療搬送SCU設営
更に多数の傷病者が発生し、他県への搬送が必要となった場合、県の要請に応じて被災地内の医療搬送拠点から被災地外の医療搬送拠点に、自衛隊の固定翼輸送機や大型回転翼機等によって行う。広域輸送機関と医療機関との間の搬送は、県本部が消防局等と連絡調整を行い実施するものとする。
なお、被災地及び搬送先の航空搬送拠点については、国（非常本部等）が広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえて選定し、その結果が関係機関に通知される。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 消防局の救急車が確保できない際の搬送車両の確保

第3章 搜索、遺体対策及び埋葬

（県危機管理部、県福祉保健部、県生活環境部、県商工労働部、警察本部、市町村、
第八管区海上保安本部、日本赤十字社鳥取県支部）

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体対策及び埋葬を行うことを目的とする。

第2節 行方不明者の搜索

1 実施機関

- （1）行方不明者の搜索は市町村のほか警察本部、海上保安庁等の関係機関が連携し行う。
- （2）災害救助法が適用され、特に必要があると認めるとき、県（福祉保健部）は、その救助の全部又は一部を実施する。

2 実施の方法

- （1）実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。
- （2）災害救助法の適用がある場合における実施の基準は、次のとおり。
 - ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。
 - イ 搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県（福祉保健部）は国（内閣府）に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。
 - ウ 搜索のために支出する費用の範囲は、船艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とする。
- （3）特に初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する必要がある。
- （4）警察、海上保安庁、消防、県・市町村災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。
- （5）災害による多数の行方不明者及び安易不明者並びに死者が生じた場合は、救出・救助活動の迅速化等を図るため、「災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領」に基づき、氏名等情報の収取及び公表を行う。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節「個人情報」の取扱いを参照）

第3節 遺体対策

1 実施機関

- （1）遺体の検視は警察本部が行う。
- （2）遺体検視後の処理は市町村が行う。
- （3）県（福祉保健部）は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、市町村が行う救助の全部又は一部を実施する。
- （4）海上で遺体が揚収された場合には海上保安庁が検視を行う。

2 遺体対策の内容

警察本部は、遺体の検視、身元不明遺体の確認等のため、次の活動を行う。

- （1）検視体制の確保
 - ア 死者数及び遺体の状況等を迅速的に把握し、検視対象数に相応する規模の検視隊を編成する。
 - イ 検視要員の不足が見込まれるときは、他の都道府県警察への応援要請を検討する。
 - ウ 検視対象数に相応する必要な資機材の迅速な調達を図る。
 - エ 遺体収容用の毛布、線香が不足する場合は市町村を通じて調達を図ることとするが、それでも調達困難な場合は県本部に要請する。
 - オ 検案医師及び歯科医師の派遣要請
 - （ア）警察本部は、検視対象数及び遺体の損傷程度に応じた必要な医師及び歯科医師数を的確に判断し、速やかに県医師会、県歯科医師会、県（県本部事務局又は危機管理部）を通じて検案医師及び歯科医師の派遣

要請を行う。

(イ)必要により日本医師会に検案医師等の応援要請を行う。

カ 多数遺体収容場所の確保

死者が多数に及ぶ場合には、警察施設における検視及び遺体収容が困難となるため、速やかに県（県本部事務局又は危機管理部）又は市町村を通じて、検視場所及び遺体安置所の確保を依頼する。

(2) 検視活動

遺体を発見した場合には、発見状況の確認・記録から、遺体の搬送、検視・検案、身元確認作業、遺品管理等まで、一連の検視活動を適正に実施する。ただし、身元不明遺体、引取人のない遺体については、市町村に引き継ぐ。

3 遺体対策を行う場合

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

市町村又は委託を受けた機関は、遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(2) 検視場所及び遺体安置所の確保

市町村は、遺体の検視についてはあらかじめ検視場所及び遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県本部を通じて調達を図る。

(3) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（体育館・寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(4) 日本赤十字社鳥取県支部による委託業務の実施

県内に災害救助法が適用された場合、日本赤十字社鳥取県支部は「災害救助法第32条の規定に基づく委託契約書」の規定に基づき、以下の遺体対策に関する委託業務を実施する。

ア 遺体の検案 イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

第4節 応急的な埋葬

1 実施機関

(1) 埋葬は原則市町村が行う。

(2) 県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

(1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

エ 埋葬すべき遺族がいらないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

3 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市町村）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 事故等による遺体については、警察から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については警察と連携し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

(3) 棺の調達

ア 県は、県葬祭業協同組合や県トラック協会（霊柩車事業部会）に対し、協定に基づき棺の提供を要請する。

イ それでも不足する場合は、協定を締結する他県のうち速やかに調達が見込まれるところから調達について要請する。

ウ 棺の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

(4) 緊急火葬支援体制

- ア 市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。
- イ 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり。）
- ウ 市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。
- エ 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。

第5節 広域火葬計画

厚生労働省の防災業務計画及び、「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局通知）」に基づき、大規模災害時等において、被災市町村が有している通常の火葬能力だけでは対応できなかった場合に備え、円滑に火葬を行うための標準的な処理手順として本節のとおり広域火葬計画を定める。

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合等、広域火葬が必要となる場合においては、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

2 広域火葬の実施のための体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合には、災害対策本部及び実施部において広域火葬実施のための体制を整え、全体調整を行うものとする。

3 被災状況の把握

- (1) 市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況等の把握に努め、県に報告を行うものとする。
- (2) 県は、被害状況を取りまとめ、速やかに国（厚生労働省）に報告するものとする。
- (3) 被害情報収集の手順は、災害応急対策編（共通）第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」による。

4 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。
- (2) 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり）
- (3) 被災市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。
- (4) 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。
- (5) その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

5 火葬場の選定

- (1) 県は、応援可能な自治体の状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の調整を行う。調整の結果は、被災市町村と応援を依頼する自治体の双方に通知するものとする。
- (2) 被災市町村は、県の調整に基づき火葬場の割り振りを行い、遺族へ周知するものとする。仮葬の実施方法の詳細については、応援を行う自治体又は火葬場と調整を図るものとする。
- (3) なお、円滑な広域火葬を行うため、遺族に対しては、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることや、交通規制等により当該火葬場までの搬送が困難であること等を説明し、遺族の心情に配慮しつつ、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を求めるよう努めるものとする。

6 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 被災市町村は、職員の被災のため火葬場が稼働できない場合は、県に連絡し、要員の派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの要請に基づき、被災していない市町村や近隣県等へ要員の派遣を要請するとともに、

国（厚生労働省）へその旨を報告するものとする。

（3）その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

7 遺体保存対策

火葬の実施までに時間を要する場合は、県及び被災市町村は、遺体数に応じた遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資や人員の確保など、第4節に準じて必要な措置を講じるものとする。なお、交通規制が行われている場合には、措置に必要な資機材の搬入については緊急通行車両の活用を図るものとする。

8 遺体搬送手段の確保

火葬場までの遺体の搬送については、災害応急対策編（共通）第7部第1章「緊急輸送の実施」による。

9 相談窓口の設置

県及び被災市町村は、相談窓口を設置し、広域火葬についての情報を提供するものとする。

10 災害以外の事由による遺体の火葬

災害以外の事由による遺体の火葬についても、広域火葬の対象とするものとする。

11 火葬状況の報告

県（応援県を含む）は、火葬の状況について日報をとりまとめ、災害による遺体とそれ以外の遺体を区別して、国（厚生労働省）へ報告するものとする。

12 火葬許可の特例的取扱

被災市町村において迅速な火葬許可事務が困難と認められる場合、市町村又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

13 引取者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨については、市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の搜索
- 2 遺体対策
- 3 検視場所及び遺体安置所の確保
- 4 応急的な埋葬の実施
- 5 広域火葬計画による火葬の実施

【緊急火葬支援体制】

